



どーなってるの?! 損害賠償



東京電力平成25年3月25日プレスリリースで、農林漁業及び加工・流通業における風評被害の賠償対象となる方の見直しが発表されました。大まかな内容は以下のとおりです。

1. 賠償の対象：以下に掲げる農林業者の内、平成23年8月5日以降に現実
に生じた買い控え等の風評被害を受けられた方。

- (1) a 農産物（原則として食用）：岩手、宮城で産出された方
- b 林産物（食用）：青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島
 （しいたけのみ）で産出された方
- c 茶：宮城、東京で産出された方
- d 牛乳、乳製品：岩手、宮城、群馬で産出された方
- e 水産物（食用、餌料用）：北海道、青森、岩手、宮城で産出された方
- f 家畜飼料、薪、木炭：岩手、宮城、栃木で産出された方
- g 家畜排せつ物を原料とするたい肥：岩手、宮城、茨城、栃木、千葉で
 産出された方

(2) 主たる原料が(1)の農林水産物等を取り扱う加工業者および食品製造業者。

(3) 上記(1)および(2)に掲げる産品等を継続的に取り扱っていた流通業者。

2. 支払の対象となる損害

- a 風評被害により支障が生じた事業に係る逸失利益
- b 取引先の要求等により放射線検査の実施を余儀なくされた検査費用
- c 検査費用（物）以外の追加的費用



5月9日浪江町は、町民の一時帰宅の際、けがや体調不良の応急手当の目的で役場に仮設診療所を開設しました。（福島）

気仙沼市で、市内に建設する予定の災害公営住宅の整備計画やスケジュールなどを市民向けに報告する「事業説明会」が開催されました。（宮城）

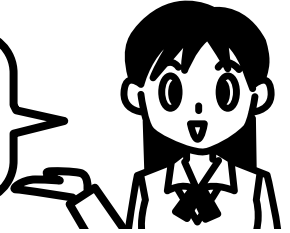


4月25日岩手県は、災害公営住宅の追加を発表しました。新たに追加されるのは、野田村の城内、田野畑村の羅賀・島越、宮古市の磯鶏・宮町、大槌町の安渡・寺野、釜石市の佐須の8地区です。（岩手）

~~司法書士による~~

困りごとなんでも相談(無料)

私たちは、「どこに相談したらいいのかわからない」といった漠然とした悩みから、「東京電力に対する賠償請求の仕方を教えてほしい」といった具体的な悩みまでご相談に応じます。



面談による相談(予約制)

●東京司法書士会総合相談センター(四谷・金曜16時~19時)一

ご予約電話番号：03-3353-9205

交通：JR中央線四ツ谷駅 四谷口 徒歩4分

東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分

東京メトロ南北線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分

予約受付時間：平日午前9時~12時 午後1時~5時

●三多摩総合相談センター(立川)

ご予約電話番号：042-548-3933

交通：JR中央線立川駅 北口 徒歩6分(北口大通り経由)

多摩都市モノレール立川北駅 徒歩5分

予約受付時間：平日午前10時~午後4時



電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日午前10時~午後4時

電話番号：042-540-0663

相談時間：月・火・金：午後5時~午後8時

※通話料はご相談者様の自己負担となります。



司法書士ってどんなことをしているの？

司法書士は、訴状など裁判所に提出する書類を作成することができます。

また、裁判所ではありませんが、東京電力の損害賠償請求書類を作成することもできます。

